

平成30年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

# 平成30年度定期監査結果報告書

## 1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った用途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

## 2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

| 実施期日           | 曜日  | 対 象 課 等              |
|----------------|-----|----------------------|
| 平成31年<br>1月16日 | (水) | 議会、会計室、総務課<br>税務町民課  |
| 18日            | (金) | 保健福祉課<br>建設水道課       |
| 23日            | (水) | 農業委員会<br>農林振興課・企画観光課 |
| 25日            | (金) | 教育委員会(出先機関を含む)       |

## 3. 監査会場

湯前町役場第2会議室及び湯前町B&G海洋センター

## 4. 監査事項(内容)

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

## 5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、現地(出先機関を含む各事務所)において現物の確認を行いました。指摘事項等は、以下のとおりです。

## 指摘事項等

### 1. 財産管理事務について

(1) 平成30年4月1日にスタートした統一的な基準による地方公会計の一環として、公有財産台帳施設別一覧表が整備されている。

住民からの閲覧請求に対応すべく、公有財産の概要を纏められたい。

概要には、土地・建物ごとの総筆、棟数、総面積、総評価額を把握・表示し、土地・建物ごとに、財産番号、財産区分、用途区分、施設名称を表示し、公有財産台帳として管理している旨を取り入れること。

(2) 物品管理の監査は、会計室保存の物品出納通知書を基本として、各課の物品出納台帳の整備状況を監査しましたが、特に指摘事項はなかった。

個別ごとの物品出納台帳での対応、物品出納台帳一覧表での対応、物品出納台帳（個別）と物品出納台帳一覧表の両方での対応と、各課によってバラツキが認められるので、統一した対応にすること。

また、物品管理に要する事務量は、必要最小限にとどめられたい。

### 2. 町営住宅の管理について

町営住宅は、総体的に建設年度が古く、今後もかなりの修繕発生が予想される。修繕費負担のあり方については、「町営住宅修繕負担区分表」を基準に「町営住宅修繕申出書」により、負担者の区分け作業が行われているので、引き続き適正な修繕費負担者の区分け作業を行われたい。

この件については、今後も引き続き指摘していく予定である。

### 3. 預託金の運用について

預託金貸付要綱に基づき、球磨地域農業協同組合に1,000万円、熊本県信用組合に1,000万円の預託金貸付がある。

平成30年12月31日現在の利用者及び貸付金残高は、農協預託金は2件の825千円（新規0件）、信組預託金は2件の3,975千円（新規2件）である。

引き続き広報湯前等で制度の周知を行い、利用の活性化を図られたい。

### 4. その他

(1) 昨年指摘した、工事関係書類提出確認表の活用については、引き続き積極的な活用に取り組みられたい。

(2) 湯前町B&G海洋センター施設利用料の管理体制について、現地を訪れ管理体制の概要、作成帳簿類、現金の保管状況等について説明を求め確認を行ったが、適正に処理されており特に問題はなかった。

(3) 補助金団体の一つである湯前町観光物産協会は、人格無き社団に該当し、税法上、法人税の適用対象となる。

各年度の収支状況は、収益部門、非収益部門、合計部門に作成させ、税務申告の要・不要を管理するよう指導されたい。

(4) 歳入・歳出予算説明別執行一覧の提出不要については、ここ数年連続して報告書で周知していたが、2つの課が引き続き提出しているので、注意すること。

以上、報告します。